

事業 主体別	区 分	総 額		机 上	
		箇所数 (A)	金 額 (B)	箇所数 (C)	金 額 (D)
都道府県	被害報告	4,868 (2)	160,823,883 (6,223)		
	申請 (M)	4,831 (2)	129,082,232 (6,149)	2,019	20,711,030
	決定 (N)	4,825	125,900,300	2,016	20,204,295
	比率 (N/M)	99.9	97.5	99.9	97.6
市町村	被害報告	4,794 (-)	71,529,093 (4,148)		
	申請 (M)	4,785 (-)	51,107,084 (4,100)	2,878	15,347,698
	決定 (N)	4,782	49,995,721	2,874	15,094,879
	比率 (N/M)	99.9	97.8	99.9	98.4
計	被害報告	9,662 (2)	232,352,976 (10,371)		
	申請 (M)	9,616 (2)	180,189,316 (10,249)	4,897	36,058,728
	決定 (N)	9,607	175,896,021	4,890	35,299,174
	比率 (N/M)	99.9	97.6	99.9	97.9

- (注) 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
 2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である(以下関係各表について)
 3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」
 4、上段()書きは、管理組合分で外書である。
 5、国による代行分を含む。

分 類 表

実 査		比 率			
箇 所 数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B
(2)	(6,223)			100.0	100.0
2,812	108,371,202	41.8	16.0	58.2	84.0
(2)	(6,149)				
2,809	105,696,005	41.8	16.0	58.2	84.0
99.9	97.5				
(-)	(4,148)				
1,907	35,759,386	60.1	30.0	39.9	70.0
(-)	(4,100)				
1,908	34,900,842	60.1	30.2	39.9	69.8
100.1	97.6				
(2)	(10,371)			100.0	100.0
4,719	144,130,588	50.9	20.0	49.1	80.0
(2)	(10,249)			100.0	100.0
4,717	140,596,847	50.9	20.1	49.1	79.9
100.0	97.5				

て同じ)。なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。
 とは、机上で資料により決定したものである。